

幸田町ふるさと町民設置要綱（昭和58年幸田町要綱第21号）

（目的）

第1条 この要綱は、幸田町在住者若しくは幸田町出身者又はそれらの者の親族等で、本町にゆかりがあり、社会的に活躍又は業績が卓越し、郷土の誇りとして町民の尊敬を受けるものを幸田町ふるさと町民（以下「ふるさと町民」という。）として、その知識及び能力を発揮し幸田町の発展に寄与してもらうことを目的とする。

（資格）

第2条 ふるさと町民は、前条の目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国政又は地方自治の進展に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 教育、体育、学術、技芸その他文化の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (3) 産業、経済の開発振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (4) 地域活動事業に貢献し、その功績が顕著なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に町長が適当と認めるもの

（調査及び選考）

第3条 ふるさと町民の選考については、一般から寄せられる推薦のほか、各行政区の長又は各学校の長に対し照会を行うものとし、推薦等を受けた対象者について、前条各号に規定する内容審査を行うものとする。

- 2 前項の審査については、選考委員会を開催し、選考結果を町長へ報告するものとする。
- 3 前項の選考委員会の委員は、有識者4人並びに副町長、総務部長及び教育部長をもって充てる。
- 4 選考委員会の委員長は、副町長が当たる。
- 5 選考委員会の事務局は、総務部企画政策課に置く。

（依頼事項）

第4条 ふるさと町民に対しては、その協力が得られる範囲内において、次に掲げる事項を依頼することができる。

- (1) 町又は町民に対する助言
- (2) 町が主催する講演会等の講師
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（礼遇）

第5条 ふるさと町民に対しては、次に掲げる礼遇をする。

- (1) 特産物及び町発行の刊行物等を贈ること。
- (2) 町が行う式典等において優遇すること。
- (3) 前2号に掲げる礼遇のほか、町長が必要と認める特典又は待遇を与えること。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の幸田町ふるさと町民設置要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりふるさと町民として認定されている者は、この要綱による改正後の幸田町ふるさと町民設置要綱の規定により、ふるさと町民として選ばれた者とみなす。
- 3 旧要綱によりふるさと町民として認定されている者に対する依頼事項及び礼遇については、なお従前の例による。